

# 羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金交付要綱

令和7年3月24日教育委員会告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ及び文化活動の促進を図るため、全国大会等に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則(昭和55年羽咋市規則第21号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有し、出場する大会開催要項等の規定により登録された出場者と、監督・指導者等
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) スポーツ競技

- ア 北陸ブロック以上の大会 県単位以上の予選会、記録会又は選考会を経て出場する大会。ただし、全国健康福祉祭又は公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会を除く。
- イ 国際大会 国内の予選会、記録会、選考会等を経て出場する世界選手権大会等の国際的規模の大会
- ウ 障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けた者又は精神保護及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。)を対象とした北陸ブロック以上の大会

(2) 文化活動

- ア 北陸ブロック以上の大会 県単位以上の予選会、選考会を経て出場する大会。ただし、全国健康福祉祭又は公益財団法人日本中学校文化連盟が主催する大会を除く。
- イ 国際大会 国内の予選会、選考会等を経て出場する国際的規模の大会

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

(申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、羽

昨市スポーツ・文化活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出し、交付の承認を受けなければならない。

（決定の通知）

第6条 市長は補助金の交付を決定したときは、速やかに羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その決定を申請者に通知するものとする。

（変更・中止・廃止承認申請）

第7条 申請者は補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認通知）

第8条 市長は、申請者から前条による変更承認申請があったときは、審査の上適否を決定し、羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、対象事業が完了したとき（対象事業の中止、廃止の承認を受けたときを含む。）は、対象事業の成果を記載した羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金実績報告書（様式第5号）に当該対象事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、申請者から報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定により実績報告の提出後に、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第12条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。  
(羽咋市スポーツ及び文化活動事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 羽咋市スポーツ及び文化活動事業費補助金交付要綱(平成14年羽咋市教育委員会告示第9号)は、廃止する。